月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九一四を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の三**　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九八五を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の四**　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に一・〇六八を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の五**　森林環境譲与税の基準税額は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十八条の規定によって森林環境譲与税が譲与されるべき市町村について、同法第三十条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された森林環境譲与税の額の合算額に一・一二五を乗じて得た額とする。

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

**第四十七条**　［略］

２　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によって算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=17}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}720\text{円}}$$

算式の符号

［略］

$C_{17} = 0.085$

$C_{18} = 0.086$

$C_{19} = 0.087$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

**第四十八条**　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から令和二年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度の四月に譲与された石油ガス譲与税の額の合算額に〇・九二七を乗じて得た額とする。

（自動車重量譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の三**　自動車重量譲与税の基準税額は、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）第一条の規定によって自動車重量譲与税を譲与されるべき市町村について、同法第三条の規定によって前年度の六月、十一月及び三月に譲与された自動車重量譲与税の額の合算額に〇・九〇を乗じて得た額とする。

（航空機燃料譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の四**　航空機燃料譲与税の基準税額は、航空機燃料譲与税法第二条の規定によって航空機燃料譲与税を譲与されるべき空港関係市町村について、同法第三条の規定により前年度の九月及び三月に譲与された航空機燃料譲与税の額の合算額に〇・九九三を乗じて得た額とする。

（森林環境譲与税の基準税額の算定方法）

**第四十条の五**　森林環境譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによって算定した額の合算額とする。

一　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に二分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準面積によって按分した額

二　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に五分の一を乗じて得た額を市町村譲与基準従業者数によって按分した額

三　一六、〇〇〇、〇〇〇千円に十分の三を乗じて得た額を市町村譲与基準人口によって按分した額

（新市町村に係る基準財政需要額の算定に関する特例）

**第四十七条**　［同上］

２　前項の加算率は、当該新市町村について、次の算式によって算定した率とする。

算式

$$\frac{\sum_{n=16}^{19}(B_n \times C_n) \times 0.15}{A \times 1{,}740\text{円}}$$

算式の符号

［同左］

$C_{16} = 0.084$

$C_{17} = 0.086$

$C_{18} = 0.087$

$C_{19} = 0.089$

（新市町村の財源不足額の算定方法の特例）

**第四十八条**　新市町村のうち平成十一年四月一日から平成十七年三月三十一日まで（平成十七年三月三十一日までに都道府県知事に申請を行い、平成十八年三月三十一日までに合併を行う場合は平成十八年三月三十一日まで）に行われた合併特例法第二条第一項の市町村の合併又は平成十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに行われた合併新法第二条第一項の市町村の合併（以下この条及び第四十九条において「適用合併」という。）に係る日が当該年度の前十五年度